

6つのまちの姿 安心して健康に暮らせるまち

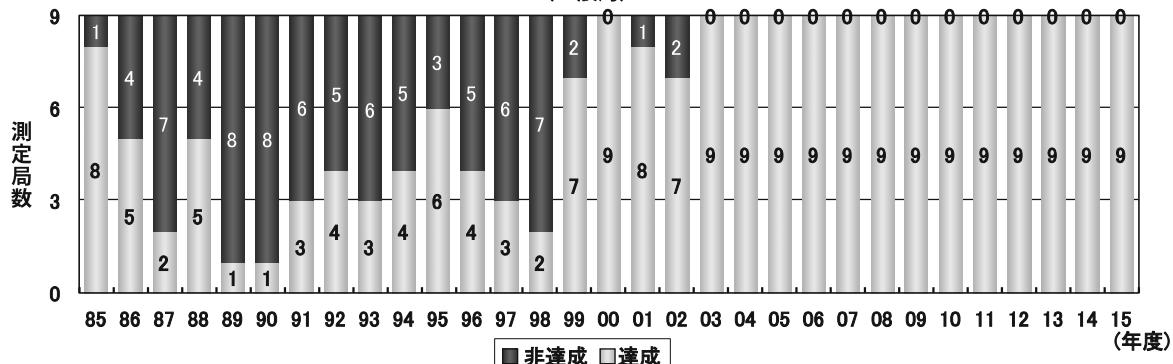
重点分野 大気環境対策の推進

重点課題 二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)など、大気環境対策の総合的取組の推進

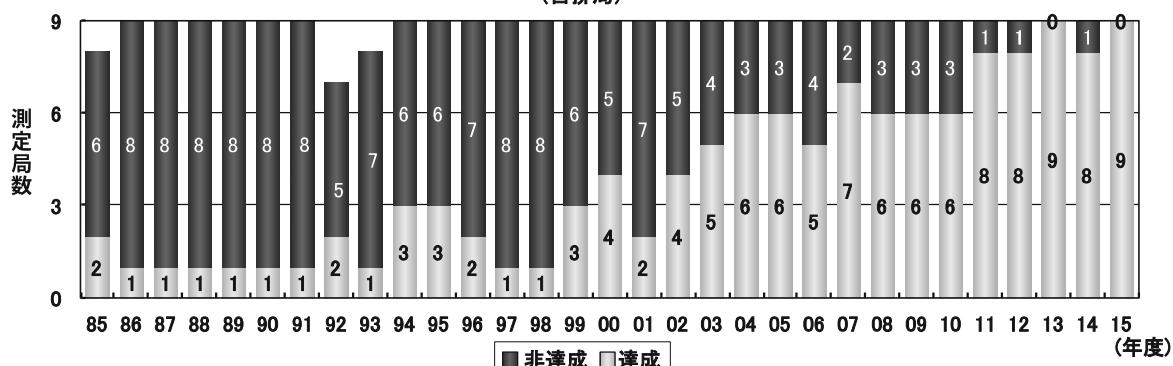
■重点目標・指標と達成状況

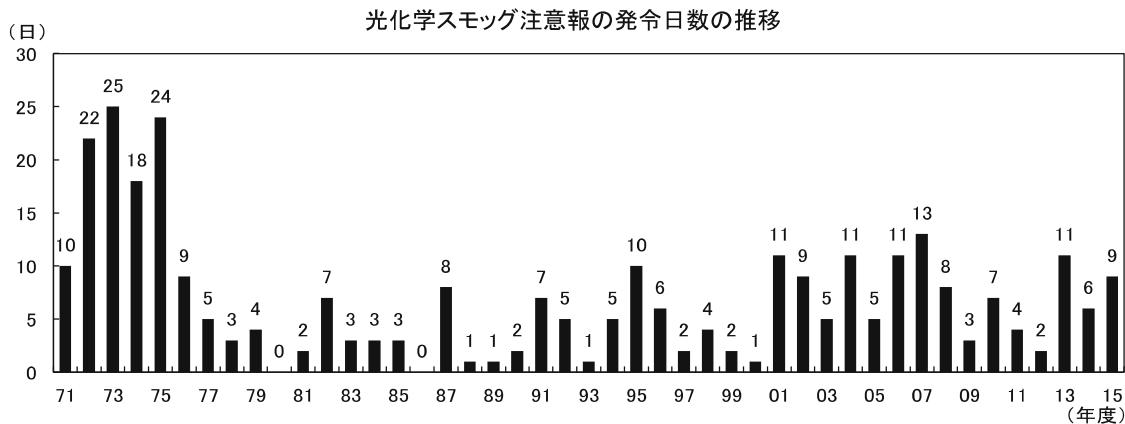
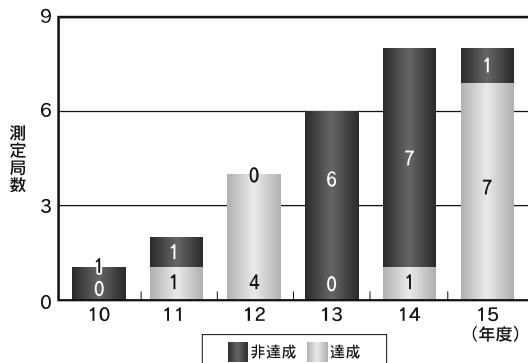
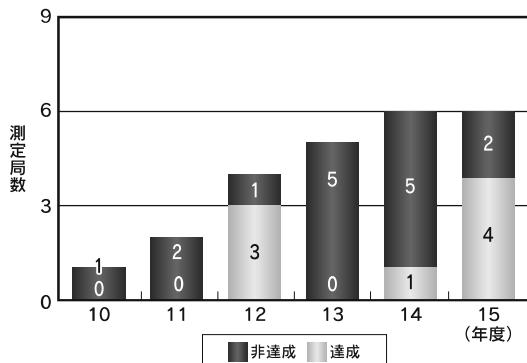
重点目標・指標	達成状況	指標評価
① 二酸化窒素*：2015年までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。	対策目標値*の達成状況は、一般環境大気測定局（「一般局」という）では、9局全局で達成し、自動車排出ガス測定局（「自排局」という）でも、9局全局で達成しました。 (対前年度：自排局1局増加、対基準値：高い)	5
② 光化学オキシダント*：環境基準の達成を目指すとともに、当面の目標として光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指す。	光化学オキシダントは、一般局9局で測定しています。環境基準は全局で達成していません。 光化学スモッグ注意報は、9日発令され、健康被害届出数は0名でした。（対前年度：発令日数3日増加、対基準年度：多い）	1
③ 微小粒子状物質(PM2.5)*：環境基準の早期達成を目指す。	PM2.5は、一般局8局、自排局6局で測定しています。環境基準の達成状況は、一般局では8局中7局、自排局では6局中4局で達成となりました。 (対前年度：一般局6局増加、自排局3局増加、対基準値：達成局数の割合が高い)	5

二酸化窒素の対策目標値達成局数の推移
(一般局)



二酸化窒素の対策目標値達成局数の推移
(自排局)



微小粒子状物質の環境基準達成局数の推移
(一般局)微小粒子状物質の環境基準達成局数の推移
(自排局)

市の取組

実施状況

●工場・事業場等への立入検査の強化

- ・大気汚染防止法、市条例に基づく監視、指導の強化

法・条例に基づく立入調査を112件、同じく法と条例に基づく届出審査を112件実施しました。
法に基づくばい煙発生施設設置数は1,638件です。

●バスケット規制基準等の監視、指導

- ・窒素酸化物の総量規制、粒子状物質の包括的総量規制（バスケット規制）の推進

窒素酸化物の排出量は、年間8,777トンです。

粒子状物質の排出量は、年間1,499トンです。

●事業者の自主的取組の促進

- ・窒素酸化物対策として低NO_x燃焼機器やより高度な公害防止装置の導入の促進

窒素酸化物に対して環境性能に優れた燃焼施設の導入促進を進めました。

- ・公害防止資金融資制度の有効活用による公害防止対策の推進

補助、支援として実施したところ、融資実績としては〇件でした。

融資残額は、3,732千円(-8,638千円)です。

利子補給は、3件で、276千円(-214千円)でした。

●交通需要を調整する考え方に基づいた取組の推進

・民間駐車場の整備

駐車場法、条例及び要綱等による駐車場の整備を指導しました。条例に基づく年間の届出件数は9,307台でした。

・京急大師線連続立体交差事業の推進

東門前駅から小島新田駅間の整備を推進しています。

・都市計画道路の整備

尻手黒川線、東京丸子横浜線、世田谷町田線等、計画延長305,010mの整備を促進しています。整備済み延長が206,840mとなり、整備率68%となりました。

・川崎縦貫道路の整備促進

I期区間のうち浮島～大師ジャンクション間が開通済であり、大師ジャンクション～国道15号間については事業を促進しています。

II期区間（国道15号～東名高速道路間）においては、計画の早期具体化に向けた取組を推進しています。

・交差点改良事業の推進

交差点の改良を市道中島43号線他、計22か所で実施しました。

・道路改良事業の推進

国道409号、横浜生田、横浜上麻生等の整備（道路拡幅等）を促進しています。

・市民・事業者による自主的な交通環境配慮行動に向けた普及啓発

川崎市交通環境配慮行動メニューのパンフレット配布やかわさき自動車環境対策推進協議会における取組の周知及び普及促進に加え、市民・事業者及び関係団体等と連携し、産業道路クリーンライン化の取組を実施しました。

●低公害・低燃費車の普及促進

・県条例によるディーゼル車運行規制の取組の推進

◇連携協力して行うディーゼル車対策

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の条例に基づき、実施している運行規制については、九都県市の協力の下、継続的に取り組んでおり、2015年度は10月5日に、九都県市一斉に条例の周知活動等を実施しました。

◇ 粒子状物質減少装置指定制度*

2015年度は粒子状物質減少装置の新規指定及び指定取消はありませんでした。2015年度末時点で、DPF*21社39型式、酸化触媒*13社33型式が指定されています。

・県条例によるディーゼル車運行規制の周知及び検査状況の報告

川崎市では、神奈川県より監視及び指導に関する権限移譲を受け、神奈川県条例に基づきディーゼル車の運行規制検査を実施しています。

2015年度には、警察の協力を得て路上検査を2か所で、また、事業所や工事現場などの協力を得て、当該敷地の出入口や駐車場で行う拠点検査を4か所で実施するとともに、市域外からの流入車両を想定した路上におけるビデオ撮影検査を計11回実施しました。

・事業者、市民への九都県市指定低公害車の普及及び最新規制適合車への代替の促進

□指定低公害車市内保有台数（九都県市調べ）：269,203台（2015年3月末）

□低公害車の導入促進：補助台数5台

・公用車への九都県市指定低公害車の導入の推進

□公用車への導入状況：2015年度に導入した177台のうち、166台が九都県市指定低公害車

・市営バス：1両　・ごみ車等：38台　・消防車等：6台

●エコドライブの普及推進

・自動車対策普及・啓発の推進

自動車を運転する一人ひとりの心がけによって大気汚染の防止や、環境負荷の低減を図る取組を推進するため、2007年2月、市民代表、事業者、関係団体及び関係行政機関から成る「かわさきエコドライブ推進協議会」を立ち上げ、かわさきエコドライブ宣言登録制度*を設けました。

2015年度においては、かわさき自動車環境対策推進協議会の中でエコドライブの普及推進に努め、2015年度末時点の登録数は、事業者等が2,160件、個人が8,473名となっています。また、エコドライブ推進の取組として、エコドライブ講習会の実施やCC等々力エコ暮らしこフェア等のイベントに出展し、環境に配慮した自動車の乗り方によって、燃費を向上させ排出ガスを削減できることを市民や事業者に働きかけました。

●環境に配慮した運搬制度の推進

・環境に配慮した運搬制度の推進

条例に基づくエコ運搬の実施状況について、立入検査等で確認・指導を行い、事業者による取組の促進を図りました。

また、川崎市庁内エコ運搬制度実施方針に基づき、庁内における取組を行いました。

●光化学オキシダント対策の推進

・光化学オキシダント対策の推進

光化学オキシダント対策として、九都県市と広域連携対策を進めました。

※VOC 対策については「揮発性有機化合物（VOC）対策の推進」参照

●揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

・揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

光化学オキシダントが原因である光化学スモッグ注意報は1987年度以降、市内で毎年発令しており、大きな課題となっています。

国では、原因物質のひとつであるVOCの排出量を2000年度に対し、2010年度に3割程度削減することを目標にしています。全国では目標を上回り2010年度に44%削減を達成しており、川崎市では2010年度に46%削減し、その後VOC排出量は横ばいで推移しています。

また、VOC使用実態に応じた自主的なVOC削減対策を支援する目的で新たに「VOCアドバイザー制度」を設けし、中小企業2社に専門のアドバイザー派遣を実施しました。

VOC排出施設のVOC濃度の測定を6事業所8施設に対して実施しました。

●未規制物質対策の推進

・大気汚染物質等に関する調査・研究

大気中の粒子状物質は、粒径が小さくなるほど人体に対する有害性が高くなると言われています。そのため、微小粒子状物質（PM2.5）の中でもより小さい粒子について情報収集しました。